

令和 6 年 6 月 6 日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13421

研究課題名（和文）ウィーン体制の実証的史料分析を通じた多極構造における国際秩序形成の研究

研究課題名（英文）Research on the formation of international order in a multipolar structure through an empirical historical analysis of the Vienna system.

研究代表者

矢口 啓朗（Yaguchi, Hiroaki）

岡山大学・教育学域・助教

研究者番号：10821861

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000 円

研究成果の概要（和文）：ウィーン体制における1820-1830年代のロシア外交及びヨーロッパ国際関係を研究することにより得られた知見は、主にウィーン体制を分析するに当たって、大国間関係におけるコミットメント問題を意識する必要性ことが重要であるという点である。

当時のロシアにとって最大の安全保障上の脅威であるフランス七月王政を抑止するため、会議外交を利用してイギリスとの協調を進めようとしていたことが分かった。またロシアの黒海沿岸地域の安全保障をより安定させるための方策として、オスマン帝国との二国間同盟よりも、ヨーロッパ5大国との間で結ばれた海峡協定により安心感を覚えていたことも分かった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義としては、開国以来日本の北の隣国であり続けているロシア国家がどのような発想と外交観の下で外交政策を決定していたのか、その歴史的な背景を探ったことにある。ロシア外交に対する認識と理解を深めることは、日本の今後の安全保障やより安全な極東の秩序を模索する上で欠かすことができない。ヨーロッパの主権国家体制の中でロシアは、どのように外交政策を形成していったのか。特にウィーン体制は、歴史上ロシアが初めて5大国の一員としてヨーロッパ国際秩序の構築と維持に責任を負った事例であり、ウィーン体制での経験がその後のソ連邦やロシア連邦にどのように活かされているのかを知るための具体的な事例を提供できる。

研究成果の概要（英文）：The main finding of the study of Russian diplomacy and European international relations in the Vienna System in the 1820s and 1830s is that, in analysing the Vienna System, it is important to be aware of the commitment problem in relations between the major five powers.

It was found that Russia was trying to use conference diplomacy to promote cooperation with Britain in order to deter the French July Monarchy, which was the greatest security threat to Russia at the time. I also found that Russia felt more secure in the London Straits Convention (1841) with the five European powers than in a bilateral alliance with the Ottoman Empire, as a measure to further stabilise the security of Russian southern frontier and the Black Sea Coast.

研究分野：ヨーロッパ国際政治史

キーワード：ウィーン体制 七月革命 東方問題 ロシア外交 露英関係 コミットメント問題 会議外交

1．研究開始当初の背景

本研究は、2020 年度（令和 2 年度）4 月に研究を開始した。研究開始から 2 年間、新型コロナウイルスの世界的流行により、計画していたヨーロッパ諸国やロシアでの史料調査を諦めざるをなくなった。2022 年度の夏以降、各国の入国規制は順次解除されていったものの、今度は 2021 年度末に発生したロシア＝ウクライナ戦争のために、ロシアへの渡航は完全に不可能になった。この結果、当初予定していた各国公文書館での史料調査は、かなり規模を縮小せざるを得なくなり、それに伴って研究の内容も当初の計画からかなり逸脱することとなった。

本研究は、19 世紀前半のヨーロッパ国際秩序であるウィーン体制を歴史学（一次史料分析）と政治学（国際関係理論）の双方から分析することを目指していた。当時のヨーロッパにおいては、平時におけるウィーン体制の 5 大国（イギリス・ロシア・オーストリア・プロイセン・フランス）による国際会議が制度化され始め、特に 1830 年代以降にはイギリスを中心とした会議外交が、ヨーロッパの安全保障問題を議論することが一般的となった¹。他方でこれまでの研究においては、会議外交の分析の対象がイギリスに集中していること、またウィーン体制期全体の国際会議についても、一部を除いて歴史学と政治学双方が別々に分析している傾向にあった。このため本研究は、イギリス以外の国からウィーン体制期の国際会議を分析しつつ、一次史料の分析と国際関係論の理論的な分析を架橋することを目指した。その中でも特に本研究で焦点を当てたのがロシアである。19 世紀前半のロシア帝国は、ヨーロッパ最大の陸軍を有していただけでなく、ナポレオンのフランス帝国を撃破する上で大きな功績があったことから、ウィーン体制においても会議外交の主導国イギリスに次ぐもう一つの覇権国であった²。他方で、1830 年代以降の国際会議でロシアの果たした役割については、主にソ連邦やロシア連邦の研究者たちによる、ロシア帝国の国益と関連させた議論が多く、特に会議外交の観点からロシア外交を分析した研究は少なかった。特に後のクリミア戦争や中央アジアをめぐるグレート・ゲームにおいて、ロシアのライバルとなったイギリスとの関係については、協調よりも対立関係を強調する研究が多い。近年のロシア側の研究においても、会議外交をめぐる露英協調についてはほとんど言及がなされていなかった³。

また、これまでのウィーン体制研究、特に冷戦終結後の研究では、主要 5 大国の協調によってヨーロッパ国際関係が、戦争の絶えなかった 18 世紀に比べて安定化したと論じられてきた。確かに 19 世紀は 18 世紀と比べて格段に戦争が激減した時代である。しかしながら近年、そうした楽観的なウィーン体制像を修正するような研究が、チェコ人研究者ミロスラフ・セドヴィーによって相次いで出版された⁴。それによると、19 世紀前半のヨーロッパ 5 大国は、協調するよりもむしろ自分たちの国益のために反目し合うだけでなく、しばしば武力行使かその脅しによって、ウィーン体制の他の構成国、すなわち中小国の安全を脅かしていたことが明らかにされた。5 大国の地政学的な対立関係は、会議外交により多少は緩和されたかもしれないものの、根絶されることはなく、むしろその対立がウィーン体制とヨーロッパ国際秩序を脅かしていたのである。このような事実が明らかとされる中で、従来のウィーン体制研究における国際会議による外交システムの像はいかに修正されるべきなのだろうか。

2．研究の目的

本研究の目的は、19 世紀前半特に 1830 年のフランス七月革命以後のヨーロッパ国際秩序におけるロシアが会議外交で果たした役割を明らかにすることである。ウィーン体制は、ロシアがヨーロッパ国際秩序の中で本格的に大国化しただけでなく、5 大国の一角として国際秩序の維持管理に責任を負うこととなった初めての体験であった。ロシア帝国の後継国家であるソ連邦は、第二次世界大戦後の国際秩序において超大国の片方として、アメリカとともに戦後秩序の形成に貢献し、現代のロシア連邦も、世界における大国としての地位を引き継いでいる。他方でウィーン体制の終焉をもたらしたのも、バルカン半島から東地中海地域にかけて存在したイスラーム帝国オスマン帝国の衰退に伴って発生した東方問題におけるロシアの振る舞いに起因していた。1852 年に発生した聖地エルサレムの管理権をめぐるカトリックと東方正教会の対立がきっかけ

※ 本報告書は、作成者が 2020-2024 年度に執筆した論考を基に適宜修正を加えつつ、まとめた直したものである。それ以外にも、研究期間中に日本国際政治学会 2022 年度大会及び日本西洋史学会第 74 回大会（2024 年 5 月 18-19 日）で報告を行った際に作成した、無査読ペーパーも適宜利用している。参考としている文献は以下の通り。矢口啓朗「一八三〇年代の四国同盟—ロシアの対イギリス政策の視点から—」『国際政治』(206) 2022 年 3 月、17-33 頁；同「1830 年代のロシアの安全保障政策—コミットメント問題の視点から—」『ロシア・東欧研究』(51) 2022 年 6 月、88-103 頁；同「1830 年代のロシア外交におけるコミットメント問題」『関東学院大学人文科学研究報告』(46) 2023 年 2 月、43-65 頁。

¹ 君塚直隆『パクス・ブリタニカのイギリス外交—パーマストンと会議外交の時代—』有斐閣、2006 年。

² P. W. Schroeder, Did the Vienna Settlement Rest on a Balance of Power?, *The American Historical Review*, 1992, vol. 97, no. 3, 683-706; . E. П. Кудрявцева, Министерство Иностранных Дел России во Второй Четверти XIX века, 2019г., Москва: МИМО.

³ A. A. Орлов, «Астрейн Век»: Великобритания, Россия и Проблема Нового Мирового Порядка в Европейской Политике Первой Половины XIX века 1815-1854гг., 2019г., Москва: МПГУ.

⁴ M. Šedivý, *Metternich, the Great Powers and the Eastern Question*, 2013, Pilsen: West Bohemia University; Ibid, *Crisis among the Great Powers: The Concert of Europe and the Eastern Question*, 2017, London: Bloomsbury; Ibid, *The Decline of the Congress System Metternich, Italy and European Diplomacy*, 2018, London: Bloomsbury.

けとなり、ロシアはオスマン帝国に圧力をかけ、最終的に 1853 年 10 月に開戦した。こうして始まったクリミア戦争は、最終的にロシアと英仏の戦争という、ウィーン会議以来初の 5 大国間での武力衝突をもたらした。すなわちロシア帝国は、自分で作り上げてきた国際秩序を自分の手で破壊したのであり、このような行為は、現代ウクライナとの戦争のただなかにあるロシア連邦にも通じるものがある。ロシア国家は、幕末や明治維新の開国以来、日本の北方で接している重要な隣国の一つであり、このような国家がどのような外交戦略や外交観を歴史的に作り上げてきたのかを明らかにすることは、日本の今後の安全保障や外交戦略を定める上で必要不可欠である。そしてウィーン体制から得た経験とは、ロシアが初めて国際秩序の構築と維持に携わった経験である。本研究は、ウィーン体制の経験がソ連邦や現代のロシア連邦の外交・安全保障観に及ぼしたものを明らかにする一助となることを目的としている。

3. 研究の方法

研究方法としては、まず歴史学的手法として、ロシアやイギリスで入手してきた公文書館史料⁵に加えて、ロシア・イギリス・フランス・オーストリア・イタリアなどヨーロッパ各国で刊行された刊行史料の読解を行った。この内ロシア側の史料は、学振特別研究員奨励費その他の研究助成金を基に 2016-2018 年にかけて断続的にロシア連邦国内で調査を行った際に入手した未刊行の一次史料である。新型コロナウィルスの世界的流行に加えて、ロシア=ウクライナ戦争の勃発により、本研究遂行中のロシアでの史料調査はあきらめざるをなかったものの、その分これまでに入手してきた多くの史料の再検討を通じて、より深く当時のロシア外交の在り方を把握することに専念できた。また、イギリスの TNA における史料調査は、コロナ・パンデミックが下火となった 2022 年度と 2023 年度にそれぞれ 2 週間程度行うことができ、1820 年代から 1840 年代にかけて、イギリス外務省と各国の大使館の間でのやり取りを入手した。これらに加えて、日本国内で入手可能な刊行史料の分析を精力的に進めることにより、当時のヨーロッパ諸国の政策決定者たちがウィーン体制の秩序構造をどのように把握していたのかを把握した。

その上で国際関係論的な手法としては、分析枠組みとしてのコミットメント問題に関する理解を深めた上で、この問題が当時の政治家に与えていた影響を把握しようとした。コミットメント問題とは、国家のあらゆる行動に関連して自らを拘束する国際的な約束の実現性に対する信頼性の問題であり、近年の国際政治史研究でも、例えば中谷直司が第一次世界大戦後の日英米関係の分析で用いている⁶。19 世紀前半のヨーロッパでは、5 大国が会議外交を通じてウィーン体制維持のコミットメントを確認し合うことが通例となっており、会議での議論を通じて、そのコミットメントは強化された⁷。本研究においては、コミットメント問題の観点から、1830 年以降の会議外交におけるロシア外交の動きに注目し、特に会議外交の議長国イギリスの協力をどのように得ようとしていたのかを論じてきた。

19 世紀前半におけるイギリスは、産業革命を世界でいち早く達成した国として他国とは一線を画す産業的・経済的基盤を有するだけでなく、ロシアと並ぶウィーン体制の二大覇権国として、ヨーロッパの安全保障環境を大きく左右する立場にあった⁸。同時期のロシア外交史の先行研究では、クリミア戦争前段階における露英対立に注目が集まっており、特に 1830 年代の東方問題におけるロシアとイギリスの利害対立が論じられてきた。こうしたロシア側の研究では、1833 年のウンキール・スケレッシ条約と 1841 年の海峡協定に関心が集中しており、会議外交において前者の条約をイギリスに破棄させられたことが外交的な敗北であり、ロシアの弱さの顕れであったという意見が根強い⁹。

これに対して本研究は、ロシアがイギリスに対するウィーン体制のコミットメントを確保する手段として、会議外交を用いてきたということを論じた。またウンキール・スケレッシ条約についても、従来のロシア外交史研究のようなロシアの国益が否かという視点ではなく、ロシアの安全に対するコミットメントの確保という観点から、1830 年代の東方問題と会議外交を論じた。

4. 研究成果

1830 年代における大きな国際問題は、1 つ目は 1830 年に発生したフランス七月革命を発端とする自由主義革命のヨーロッパへの拡散であり、もう 1 つはオスマン帝国をめぐる露英仏とオーストリアの国際的な対立、東方問題である。この 2 つの問題においてロシアが共通して警戒し

⁵ ロシアの公文書館としては、ロシア帝国外交政策公文書館（АВПРИ）・ロシア国立公文書館（ГАРФ）・ロシア国立古法令文書館（РГАДА）が挙げられる。またイギリスの公文書館は、イギリス国立公文書館（TNA）である。

⁶ 石田淳「外交における強制的論理と安心供与の論理—威嚇型と約束型のコミットメント—」『ガバナンスの比較セクター分析—ゲーム理論・契約理論を用いた学際的アプローチ—』法政大学出版会、2010 年、362 頁；中谷直司『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で—第一次世界大戦後の東アジア秩序をめぐる日英米関係—』千倉書房、2016 年。

⁷ D. Lindley, *Promoting Peace with Information: Transparency as a Tool of Security Regimes*, 2007, Princeton: Princeton University Press, 80-88; J. Mitzen, *Power in Concert: the Nineteenth Century Origins of Global Governance*, 2013, Chicago: The University of Chicago Press, 212-217.

⁸ P. W. Schroeder, *The Transformation of European Politics, 1763-1848*, 1994, Oxford: Oxford University Press, 534-538, 753-756; J. A. de Sédouy, *Le Concert de Européen aux Origines de l'Europe 1814-1914*, 2009, Paris: Fayard, 43-44.

⁹ В. А. Георгиев, *Внешняя Политика России на Ближнем Востоке в конце 30—начале 40-х годов XIX века*, 1975г., Москва: МГУ, 187; Кудрявцева, указ. соч., 347-348; С. С. Татищев, *Внешняя Политика Императора Николая Первого*, 1887г., СПб: Типография И. Н. Скороходова, 546-551.

ていたことは、革命で誕生したフランス七月王政の勢力拡大である¹⁰。特にロシア皇帝ニコライ一世は、フランス七月王政とその自由主義イデオロギーを極端に敵視するだけでなく、ロシアとヨーロッパにとっての安全保障上の脅威と見なすようになった。ロシアは、フランスを抑止するための手段として、保守主義と絶対主義のイデオロギーを共有するオーストリア・プロイセンとの連携はもちろんのこと、イギリスとの協調を目指した。その手段として、七月革命の余波で発生したベルギー独立革命への対応や、ベルギーの独立を議論するために11月4日から開催されたロンドン会議で、ロシアは積極的にイギリスとの協調を目指した。しかしながら、ロンドン会議開催直後、イギリスでは政権交代が発生し、七月王政とイデオロギーに近いホイッグ連立政権が発足した。この政権交代は、英仏が接近したような印象をロシアに与え、会議外交におけるイギリスとの協調戦略を根本的に変えざるを得なくなったかのようにロシアの政策決定者に感じさせた。ロシアは、ウィーン体制におけるフランス抑止の象徴であった四国同盟からイギリスが離脱する可能性すら感じていた¹¹。

こうしたロシアの懸念は、会議外交においてイギリスがフランスの勢力拡大を許容していないことを示したことで一時的に払しょくされた。ベルギーは、ブリテン島から最も近いヨーロッパ大陸の大規模港湾アントワープを擁しており、フランスからナポレオン時代に領有していたベルギーの没収を主導したのもイギリスであった。そのため政権交代後のイギリス外相パーマストンも首相の 그레이も、ベルギーへのフランスの勢力の浸透を断固として拒否していた¹²。こうしてロシアは、政権交代を経てもイギリスが、ベルギー問題をめぐる会議外交において、フランスの抑止に関与し続けることを確認した¹³。その一方でイギリス・ホイッグ政権は、ベルギー独立問題と会議外交において常にロシアに都合の良い態度を取っていたわけではなく、保守的で絶対主義のニコライ体制のロシアとのイデオロギー的差異は大きくなるだけでなく、ロシアにはイギリスがフランスに傾斜しているように感じられ、イギリスの対仏抑止コミットメントの信頼性が大きく傷ついたとも考えた¹⁴。ただし、1832年の時点ではまだイギリスは完全にフランスに接近したわけではなかった。むしろ東方問題におけるロシアの行動が、ロシアにとって最も避けたがっていた英仏接近を決定づけてしまうことになった。

1831年に発生したエジプトとその宗主国オスマン帝国の紛争は、ヨーロッパ諸国の関心を引き寄せることとなった。特にロシアとしては、フランス七月王政の後ろ盾として強大化したエジプトが黒海沿岸地域まで進出することを警戒し、他国から支援要請を断られたオスマン帝国を単独で支援した。この時ニコライ一世は、ベルギー問題をめぐり英仏が接近する状況でオスマン帝国との軍事同盟を積極的に推し進めようとした¹⁵。ただしロシアは、オスマン帝国との同盟によりイギリスと完全に決裂することを予期していたわけではなかった¹⁶。こうして1833年7月8日にロシアは、8年間の期限付きでオスマン帝国と軍事同盟（ウンキール・スケレッシ条約）を締結した。オスマン帝国は、秘密条項においてロシアへの軍事支援を免除される見返りとして、戦時に「ロシア宮廷のためにダーダネルス海峡を封鎖すること、すなわちどのような口実の下でもいかなる外国軍艦も同海峡に入ることを容認しない」義務を負った¹⁷。ロシアは、戦時におけるダーダネルス海峡における外国軍艦の通航を禁止することによって、「黒海に面した帝国南部地域を攻略不可能にする上で、更なる安全をもたらすことができる」と考えていた¹⁸。

ところが、ロシアの予想とは裏腹に、イギリスは露土軍事同盟に猛反発した。外相のパーマストンも、「我々は、1809年の条約によって認められないと宣言した軍艦の両海峡通航に関して、トルコ人と若干話し合わなければならない」と、イギリス地中海艦隊をダーダネルス海峡に突入させる可能性を示唆していた¹⁹。それだけでなくイギリスは、この条約を契機として同じくロシアに反発するフランスに接近し、1834年には両国にスペイン・ポルトガルを加えた自由主義諸国による新「四国同盟」を結成してしまった²⁰。こうしてウンキール・スケレッシ条約は、ロシアが七月革命以来回避しようとしてきた英仏接近の決定打となったのである。

それと同時にロシアは、ウンキール・スケレッシ条約でボスポラス・ダーダネルス両海峡の戦

¹⁰ Šedivý 2018, *op. cit.*, 47; Sédouy, *op. cit.*, 179-180.

¹¹ Нессельроде к Алопеусу, 4/16 декабря 1830г., МИДРФ, Внешняя Политика России XIX и начала XX века: Документы Министерства Иностранных Дел Российской Федерации, том 17, Москва: Международные Отношения, 193: 以下『19世紀から20世紀初頭までのロシアの外交政策』はВПРと表記。

¹² Palmerston to Granville, F. O., March 15th 1831, TNA, FO 27/424, No. 42; Granville to Palmerston, Paris, February 4th 1831, TNA, FO 27/426, No. 49; Palmerston to Grey, Stanhope St., 1st February 1831, C. Webster, *The Foreign Policy of Palmerston: Britain, the Liberal Movement and the Eastern Question*, 1951, London: G. Bell & Sons, 816; H. Holland, *The Holland House Diaries 1831-1840*, Krieger, A. (ed.), 1977, London: Routledge & Kegan Paul, 25-54.

¹³ Nesselrode à Lieven, St. Pétersbourg, 28 septembre/10 octobre 1831, АВПРИ, ф. 133, 1831г., оп. 469, д. 148, л. 151-152 об.; Поццо-ди-Борго к Нессельроде, Париж, 25 октября/6 ноября 1831г., ВПР том 17, 544.

¹⁴ Pozzo di Borgo à Nesselrode, Paris, 16/28 février 1832, ГАРФ, ф. 728, оп. 1, д. 938ч.20, л. 16.

¹⁵ Николай I к Паскевичу, 8/20 мая 1833г., Российский Государственный Исторический Архив, ф. 1018, оп. 5, д. 93, л. 1.

¹⁶ Nesselrode à Orlov, St. Pétersbourg, 8/20 mai 1833, РГАДА, ф. 15, оп. 1, д. 316, л. 123-123 об.; Nesselrode à Vorontsov, St. Pétersbourg, 8/20 janvier 1833, Архив Князя Воронцова, том 40, Москва: Университетская Типография, 83.

¹⁷ G. Noradounghian, *Recueil d'Actes Internationaux de l'Empire Ottoman*, 1900, no. 2, Paris: F. Pichon, 229-231.

¹⁸ Nesselrode à Orlov, St. Pétersbourg, 8/20 mai 1833, РГАДА, ф. 15, оп. 1, д. 316, л. 140 об.

¹⁹ Palmerston to Temple, London, 8 October 1833, H. Bulwer, *The Life of John Henry Temple, Viscount Palmerston: with Selections from His Diaries and Correspondence*, vol. 2, 1871, London: William Clows & Sons, 171: イギリスは、1809年のダーダネルス条約によってボスポラス・ダーダネルス両海峡における外国軍艦の平時通航禁止というオスマン帝国の「古い規則」を承認していた。Noradounghian, *op. cit.*, 83.

²⁰ Palmerston to Temple, Stanhope Street, 21st April 1834, Bulwer, *op. cit.*, 180.

時の外国軍艦の通航を禁止させるという義務をオスマン帝国に課した。しかしながらロシアは、オスマン帝国がこの義務を十全に履行できるのかという点で、同帝国の能力を疑っていた²¹。こうした中で、1839 年にオスマン帝国とエジプトの戦闘が再開されると、ウンキール・スケレッシ条約におけるロシア側の義務が問題となった。ロシアは、同条約により戦時のオスマン帝国の防衛義務を負っており、ヨーロッパ諸国の関心は、そのためにイスタンブルにロシアが派兵するか否かに集中していた。しかし、外相のネッセルローデは、戦争回避のために同条約を履行すべきでないと進言した²²。このように 1830 年代後半になるとロシアは、オスマン帝国にはダーダネルス海峡の戦時封鎖義務を履行する実力が伴っていないだけでなく、ウンキール・スケレッシ条約そのものが、イギリスとの関係悪化の原因であるだけでなく、自国の安全保障環境も悪化させていることに気が付いていた。この時点でロシアは、黒海沿岸地域の安全保障とイギリスとの関係において 2 つのコミットメント問題を抱えていた。

この 2 つのコミットメント問題を同時に解消するために、ロシアは期限切れ間近のウンキール・スケレッシ条約を自発的に破棄することで、イギリスに接近しようとした。エジプトとオスマン帝国の戦闘が再開された中で、イギリス・フランス・オーストリアは、国際会議の開催で一致していたものの、特にオスマン帝国の保全を主張するイギリスと、後ろ盾としてエジプトの領地拡大を要求するフランスの対立が表面化していた。ロシアは、この英仏対立に付けこむ形で、イギリスをフランスから引き離し、会議外交における露英協調を達成しようと試みた²³。イギリス外相のパーマストンは、フランスとの交渉が進展しない中で、ロシアやオーストリアのような保守主義国との協調を優先するようになった²⁴。こうしてロシアは、会議外交を通じてフランスを威圧できるようになったと考えた²⁵。こうして露墾の支持を得たパーマストンは、1840 年 7 月 15 日にフランスを除く 4 大国とオスマン帝国との間で第一次ロンドン条約を締結した。これによりボスポラス・ダーダネルス両海峡は、オスマン帝国が平時の場合に原則外国軍艦の通航が禁止された²⁶。特にニコライ一世は、フランスの排除を大いに喜んだ²⁷。

しかしながら会議外交で排除される形となったフランスは、第一次ロンドン条約に反発するだけでなく、隣国への侵略をほのめかすことで条約の作り直しを 4 大国に要求した(ライン危機の発生)²⁸。これに対してロシアは、4 大国の枠組みを維持しておけば、フランスを抑止できると考えていた²⁹。最終的にフランスは、東地中海地域におけるエジプト軍の敗北を受けて、4 大国の前に屈服を強いられた。こうした会議外交を通じた対仏抑止によって、ロシアは、4 大国の団結によりフランスを抑止できるという「教訓」が得られたと考えた³⁰。さらにニコライ一世は、以後イギリスの対仏抑止コミットメントを確実にするべく、今後も 4 大国の連合を維持したいという要望をイギリスに伝えた³¹。パーマストンは、イギリス政府として仮定の戦争に対する事前の協定を締結できないと繰り返しつつ、「英露両国の共有する利益を守らなければならないときに、イギリスにはロシアと協力して行動する準備がある」と応じた³²。そしてイギリスの回答を聞いたニコライは、「フランスの侵略が生じた場合に諸大国がイギリスの支持を当てにできる」ことに満足した³³。

1830 年代のロシア外交は、自由主義革命と東方問題によって生じた 2 つのコミットメント問題への対処に焦点が置かれていた。フランス七月革命の余波で誕生したホイッグ政権は、フランスの勢力拡大を許容しないものの、ベルギーのような自由主義勢力に好意的であった。ロシアは、こうしたイデオロギー的差異のためにイギリスの四国同盟に対するコミットメントを疑うようになった。またウンキール・スケレッシ条約は、ロシアの予想に反してイギリスの猛反発を呼び、英仏の接近を決定づけた。そして同盟相手であるオスマン帝国の脆弱性は、ダーダネルス海峡の外国軍艦通航禁止義務の不履行をロシアに予見させ、条約に見込んでいた黒海沿岸地域の安全向上も果たせなかった。そうしたロシアにとって第二次エジプト＝トルコ戦争は、5 大国の新協定によってより確実に黒海沿岸地域の安全を確保できるだけでなく、交渉の過程で英仏離間を促すという一石二鳥の状況を提供した。5 大国によるボスポラス・ダーダネルス両海峡の軍艦通航禁止規定は、オスマン帝国との二国間同盟よりもコミットメントの信頼性で高く評価された。さらに、フランスが引き起こしたライン危機は、イギリスが依然として四国同盟へのコミットメントを継続していることを示した。

²¹ Собственные записки Муравьева, Царское-Село, 1/13 октября 1833г., *Н. Н. Муравьев-Карский*, Собственные Записки 1829-1834гг., 2020г., Москва: Кучково Поле, 330.

²² Nesselrode à Nicholas I, St. Pétersbourg, 19/31 mai 1839, АВПРИ, ф. 133, 1839г., оп. 469, д. 229, л. 100-100 об. & 107-107 об.

²³ Nesselrode à Brunnov, St. Pétersbourg, 16/28 août 1839, Там же, л. 268.

²⁴ Palmerston to Granville, Foreign Office, 6th December 1839, Bulwer, *op. cit.*, 305-307.

²⁵ Nesselrode à Tatistchev, St. Pétersbourg, 8/20 février 1840, АВПРИ, ф. 133, 1840г., оп. 469, д. 179, л. 39-39 об.

²⁶ 条文は、*Ф. Ф. Мартенс*, Собрание Трактатов и Конвенций Заключенных Россией с Иностранными Державами: Трактаты с Англией, том 12, 1898г., СПб: Типография Министерства путей сообщения, 130-139 を参照。

²⁷ Николай I к Паскевичу, Петергоф, 13/25 июля 1840г., Щербатов, указ. соч., 441.

²⁸ 1840 年のライン危機については、Šedivý 2017, *op. cit.* を参照。

²⁹ Brunnov à Tatistchev, Londres, 23 septembre/5 octobre 1840, АВПРИ, ф. 133, 1840г., оп. 469, д. 101, л. 14 об.-15.

³⁰ Brunnov à Nesselrode, Londres, 5/17 novembre 1840, Там же, л. 332-333 об.

³¹ Clanricarde to Palmerston, St. Petersburg, 11th January 1841, TNA, FO 181/168, No. 6.

³² Brunnov à Nesselrode, Londres, 21 janvier/2 février 1841, АВПРИ, ф. 133, 1841г., оп. 469, д. 111, л. 265-267.

³³ Nesselrode à Brunnov, St. Pétersbourg, 11/23 février 1841, АВПРИ, ф. 133, 1841г., оп. 469, д. 116, л. 42-43.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 矢口啓朗	4. 巻 46
2. 論文標題 1830年代のロシア外交におけるコミットメント問題	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 関東学院大学人文科学研究所所報	6. 最初と最後の頁 43-65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 矢口 啓朗	4. 巻 2022
2. 論文標題 一八三〇年代の四国同盟	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際政治	6. 最初と最後の頁 206_17 ~ 206_33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11375/kokusaiseiji.206_17	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 矢口啓朗	4. 巻 50
2. 論文標題 1830年代のロシアの安全保障政策	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ロシア・東欧研究	6. 最初と最後の頁 —
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 矢口啓朗
2. 発表標題 ウィーン体制期ロシアの軍事介入
3. 学会等名 日本国際政治学会
4. 発表年 2022年

1．発表者名 矢口啓朗
2．発表標題 フランス七月王政の「不干渉原則」とウィーン体制
3．学会等名 日本西洋史学会第74回大会
4．発表年 2024年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6．研究組織			
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7．科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8．本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------